

安城市外郭団体見直し方針

平成 24 年 11 月 27 日

「安城市外郭団体見直し指針（平成 24 年 5 月 9 日策定）」を踏まえた外郭団体の見直し方針は、以下のとおりです。

1 三河安城駐車場株式会社

（１）市の関与について

- ・今後の経営のあり方について、他の株主とも協議し検討を進める。

（２）団体の経営改善について

- ・駐車場利用者の増加及び空きテナント募集の広報活動を強化していく。

2 財団法人安城都市農業振興協会

（１）市の関与について

- ・デンパークは安城市の観光資源であり、また、地元園芸農家など地場産業発展のためにも必要である。またこの地域に波及する経済効果も高く、本市には必要なものであるため、行政として今後も管理運営費は支出する必要がある。安城都市農業振興協会は、平成 25 年度から公益認定を受けることから、次回の更新時期である平成 26 年度からの指定管理者候補としていきたい。
- ・平成 26 年度からの指定管理料については、指定管理の仕様を精査し、5%削減を行う。
- ・市職員の派遣については、段階的に撤退し、平成 24 年度 4 名を平成 25 年度 3 名に削減し、その後はさらに削減可能かどうか検討する。
- ・市民特別入園券については、デンパークは安城市の公園であるため、引き続き行っていくが、市民特別入園券の利用率が向上されていないため、市、財団で利用率を向上させる方策を検討する。
- ・デンパークの入園者数については、総合計画で 55 万人を目標としているが、現実的には達成は非常に困難な状態である。したがって、公園の規模、指定管理料

を勘案し、適正な入園者数目標の見直しを行う。

(2) 団体の経営改善について

- ・平成26年度からの指定管理料が見直されることにより業務を精査し、歳出の削減を図る。その分を基礎的集客能力を向上させ、リピーターをさらに増やす事業を検討し、自己努力による収入増加策を検討する。
- ・事業報告及び決算報告はホームページで公開しているが、中期計画の評価結果も外部公開を行い、さらに開かれた財団運営を行う。

3 社会福祉法人 社会福祉協議会

(1) 市の関与について

- ・福祉センター等の指定管理による施設管理事業については、効率的な管理運営のあり方や地域住民のニーズに対応したサービスの見直しを検討する。
- ・社協における地域福祉活動推進事業、相談・支援事業、在宅福祉サービス事業については、事業の実施主体を整理するとともに、社協職員（プロパー）を育成し、地域福祉を担う社協の体制強化と自立を促し、市派遣職員を計画的に削減する。
- ・在宅福祉サービス事業のうち、介護保険等の事業については、セーフティネットとしての役割に重点を置きながら、今後の事業展開及び財政支援のあり方を見直す。

(2) 団体の経営改善について

- ・事業の見直しや外部委託化、職員配置計画の見直しなどにより職員数の適正化や事業の効率化を図る。
- ・多様な福祉ニーズへの対応や効率的な運営を行うため市民協働の推進を図るとともに、ボランティア団体やNPO法人など外部の人材を活用する。

4 安城市施設管理協会

(1) 市の関与について

- ・施設管理協会が明確な組織としての位置づけを得るため、法人化するための支援を行う。

- ・法人化に併せて、施設管理協会が給食業務に特化していくことを支援する。

（２）団体の経営改善について

- ・施設管理協会が明確な組織としての位置づけを得るため、法人化に向けて具体的な検討を行う。
- ・施設管理協会は、法人化に併せて給食業務に特化していく。

（３）廃止・縮小・撤退について

- ・給食業務への特化に併せて、その他の業務は、組織体制、業務内容を精査し、縮小していく。